

報道関係各位

件 名 飯能市自転車用ヘルメット購入費補助事業について

1 概要

自転車用ヘルメットの着用については、改正道路交通法の施行により令和5年4月より、すべての自転車利用者に乗車用ヘルメットの着用が努力義務化されました。自転車用ヘルメットの着用者は、事故の際の死亡率が低く、交通死亡事故防止に効果が大いことから、本市では自転車用ヘルメット着用の普及促進と交通安全意識の醸成を図り、特に自転車を利用する小・中学生及び高齢者の交通事故の被害軽減を進めることを目的に、自転車用ヘルメット購入費補助事業について実施することといたしました。

2 内容

(1) 実施期間

令和5年10月1日から令和8年3月31日（令和7年度末）まで

(2) 補助対象者

小学生、中学生の保護者及び高齢者（65歳以上）

(3) 支給要件

- ① 市内に住所を有する小学生、中学生及び65歳以上の方が使用する安全基準を満たしている自転車用ヘルメットで令和5年10月1日以降に新品を購入したのもの
- ② 使用者一人につき1個まで1回のみ申請可

(4) 補助額

自転車用ヘルメットの購入金額（税込）に2分の1を乗じて得た額（当該額に100円未満の端数が生じた場合は、端数を切り捨てた額とする。）とし、2,000円を上限とします

(5) 申請受付

受付開始日 令和5年11月1日（水）～

受付日時 平日 9時～16時（予定）

会 場 富士見地区行政センター内（申請集中期間のみ）
（通常時は生活安全課執務室内で受付（予定））

申請期限 自転車用ヘルメットの購入日から6か月以内または購入日の属する年度の末日のいずれか早い日まで

(6) 周知方法

- ・広報はんのう、市ホームページ、各地区行政センターだより等に掲載
- ・小・中学校のタブレット配信

なお、このことについては、令和5年9月定例会に補正予算案を提出します。

担当者	市民生活部長	細田 幸二
事務担当者	生活安全課	小澤 琢磨
連絡先	Tel042-973-2111（内611）	